

第 14 回教育委員会

平成 29 年 6 月 21 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第94号 大阪市立デザイン教育研究所の平成30年度入学者について

議案第 94 号

大阪市立デザイン教育研究所の平成 30 年度入学者について

デザイン教育研究所の運営のあり方については、平成 28 年 4 月 26 日教育委員会会議において、「同研究所の民間事業者への移管実施時期を平成 30 年度から平成 31 年度に繰り延べることにより、支援策の検討確定、事業者募集、学生周知、引き継ぎ準備等に十分な期間を設け、事業者が決定した状態で、平成 30 年度入学者の募集を行うこととする。」と決定された。

その後、参入を希望する民間事業者に対してマーケットサウンディングを継続的に行い、本市として可能な限りの公的支援を含む公募条件を提示した上で、「参入希望事前確認調査」を行った。

しかしながら、最終的に参入を希望する事業者がなかったため、民営化の実現は困難であると判断した。

(平成 29 年 2 月 21 日教育委員会会議報告第 3 号)

よって、平成 30 年度入学者については本市直営で募集し、同学年の 2 年次についても本市直営を継続することとする。

平成 31 年度以降の入学者については、同研究所がこれまで指摘されてきた課題、平成 30 年度以降入学者選抜の志願状況等をふまえ、検討する。

デザイン教育研究所の運営のあり方について

デザイン教育研究所の運営のあり方については、平成26年7月29日教育委員会会議において「大阪市立デザイン教育研究所の平成29年度以降の入学者の募集を停止する。なお、平成30年度以降、本市直営による同研究所の運営は行わないこととする。また、同研究所がこれまで培ってきた教育内容の継承などの観点から、本市直営以外の運営による同研究所に代わる教育機関の可否を検討し、平成27年度中に結論を得る」と決定した（以下「当該決定」という）。

しかしながら、検討の結果、民間事業者が運営を継承する場合には、十分な準備期間と、学生募集に係る十分な周知期間がいること、途中で民間事業者への転籍となることを受験希望者へ十分に周知する必要があること、さらに転籍となる学生との法的リスクを回避するために、民営化に当たっては、一定の支援策を講じていく必要があることが明らかとなった。

当該決定に基づくスケジュールでは十分な期間を確保しているとはいえず、上記の事項を実施することが困難となっているため、同研究所の民間事業者への移管実施時期を平成30年度から平成31年度に繰り延べることにより、支援策の検討確定、事業者募集、学生周知、引き継ぎ準備等に十分な期間を設け、事業者が決定した状態で、平成30年度入学者の募集を行うこととする。

報告資料

大阪市立デザイン教育研究所の民営化に向けた検討の総括について

1. これまでの経過

- 同研究所は、工芸高校生の大学進学希望者や類似学科を設置する大学・専門学校等の増加によって、継続教育機関としての役割が低下していることや、生徒の市民率が5割を下回るなど受益と負担の観点から、本市が直営で運営していくうえで、課題があると指摘され、平成 22 年 8 月、本市事業仕分けの結果、民営化と判定
- 平成 23 年度、有識者を含めた「デザイン教育研究所あり方検討会議」において、運営のあり方について検討
- 平成 25 年 6 月、入学者の募集停止を発表するも、在校生や工芸高校在校生等に対して、丁寧な対応を求める市会質疑等を踏まえ、停止時期を繰り延べ
- 平成 26 年 5 月 15 日、同研究所の存続を求める陳情書が市会で採択
- 平成 26 年 7 月 29 日、教育委員会会議において、方針決定
- 平成 27 年度、マーケットサウンディングを実施するとともに、有識者を含めた「デザイン教育研究所あり方検討会議」において、民営化の可否について検討
- 平成 28 年 4 月、あり方検討会議から、提言
その提言を踏まえ、教育委員会会議において、方針決定
- 平成 28 年 11 月、公的支援にかかる法的リスク審査を踏まえた具体的な公募条件を提示したうえで、参入希望事前確認調査を実施

2. 民営化に向けた検討の総括

上記の経過のとおり、民間事業者としてのノウハウと創意工夫により、これまで培ってきた実績をさらに継承・発展させるべく、同研究所の民営化に向けての検討を進めてきた。

平成 27 年度以降、あり方検討会議（5 回開催）においては、民営化など本市直営以外の運営形態について検討した結果、専修学校の形態を維持したうえでの民営化方策について検討を進め、提言を受けた。また、マーケットサウンディングの実施について、本市ホームページで公開するとともに、大阪府専修学校各種学校連合会、近畿圏内の学校法人等に広く周知した。その結果、7 社の民間事業者にヒアリングを行うことができ、そのうち、参入を検討する 2 社の民間事業者に対して、マーケットサウンディングを継続的に行い、公募条件の検討を進めた。

その後、建物の使用貸借や移行時期における転籍生徒の授業差額負担など、民営化という方針の中で、本市として可能な限りの公的支援を含む公募条件を提示し、「参入希望事前確認調査」を行ったが、新たに2社の民間事業者から問い合わせはあったものの、最終的に参入を希望する事業者はなかった。

このように、公募に応じる民間事業者が現れないという状況であり、民営化の実現は困難であると言わざるを得ない。

(1) 参入希望がなかった主な原因について

- ① 同研究所の教育内容の質を維持した形で運営を行うためには、定員増や授業料の値上げなどを実施しても民間の採算ベースに達せず、継続的な運営が困難であった。
- ② 工芸高校に隣接し、高校と施設を共有する校舎であることなど、施設の用途や拡張性の点で制約があるという立地条件から、民間事業者にとって、事業拡充を行うなど将来的な展開の見通しをたてることが難しかった。
- ③ 産業デザイン分野に焦点をあてた、専門的かつ実践的なデザイン教育を実施する教員や外部講師の確保や、産学連携によるプロジェクト学習の取り組みに必要な連携企業の確保など、教育体制を整備することが困難であった。

(2) 今後の対応について

平成22年度の事業仕分けでの民営化判定後、同研究所の運営のあり方について検討し、民営化すると教育レベルの低下を招きかねないとの意見が出された。それに加えて、当時、大都市制度移行時に市立の高等学校が大阪府へ移管するとの方針が打ち出され、同研究所の募集停止を決定した。その後、受験生など関係者への配慮や市会質疑等を踏まえた結果、再度、民営化を含めた本市以外の運営による事業の継承について検討することとなったが、今回の総括のとおり、最終的には民営化は困難であるとの判断に至った。

この間、生徒募集停止や停止時期の変更等の方針決定など、受験生や在校生をはじめ、関係者の皆様に対して不安と心配をお掛けしたことを深く受け止めるべきと考えている。

同研究所は、これまでデザイン関連企業等に多くの人材を輩出するなど、産業界から一定の評価を得ている。教育委員会としては、同研究所のこれまで果たしてきた役割や教育活動を高く評価しているが、受験生のニーズがない中で永続的に運営を維持することは困難であることや、以前から受益と負担の適正化が指摘されていることから、今後の対応については、これらの課題を踏まえ、新たな方針を慎重に検討し結論を得たい。

